

# 第43期定時株主総会参考書類（別冊）

## 第2号議案添付資料

（DCMホールディングス株式会社に関する事項）

株式会社 **サンワドー**

# 定 款

改定 平成22年 5 月27日  
改定 平成21年 5 月28日  
改定 平成20年 5 月29日  
改定 平成19年 5 月24日  
制定 平成18年 9 月 1 日

**DCMホールディングス株式会社**

# 定 款

## 第1章 総 則

### (商号)

第1条 当社は、DCMホールディングス株式会社と称し、英文ではDCM Holdings Co., Ltd. と表示する。

### (目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことならびに次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む会社の株式を所有することにより当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

1. ホームセンター小売業ならびにこれに関連する商品の製造、加工、卸売および販売業
2. 園芸用品、ガーデンエクステリア用品、植物、ペット・ペット用品の販売業
3. 作業用品、金物、工具、木材・建築資材、塗料・接着剤の販売業
4. サイクル・レジャー用品、カー用品の販売業
5. 日用消耗品、ヘルス・ビューティケア用品、ダイニング・キッチン用品、バス・トイレタリー用品、服飾雑貨、文具用品の販売業
6. インテリア、寝装・寝具用品、家具・収納用品の販売業
7. 家庭電器用品、電材・照明の販売業
8. 医薬品、医薬部外品、医療機器の販売業
9. 穀類、酒類、塩、燃料、煙草類、飲料水、食料品、切手、印紙の販売業
10. 時計、宝石、貴金属、美術工芸品、古物、墓石、碑石の販売業
11. 前各号に掲げる商品、関連商品のレンタル業および輸出入業務ならびに委託取次業務
12. 商品の取付け施工、住宅の増改築および住宅リフォーム請負
13. 写真業、理・美容業、クリーニング業、印刷業、コピーサービス業
14. 一般貨物自動車運送業、貨物運送取扱業、倉庫業
15. 旅行斡旋業、広告代理業、各種損害保険の代理業、生命保険募集業、福祉用具貸与業および介護支援業、一般労働者派遣業

16. 飲食店、喫茶店、遊技場、駐車場、ガソリンスタンド、スポーツ施設、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、薬局、医療施設および文化施設の経営
17. 各種企業の営業活動に関する情報の収集、分析、経営指導および業務受託
18. 不動産の売買、賃貸、仲介、管理およびビルメンテナンス、保安業務ならびに一般廃棄物および産業廃棄物処理業
19. 建築および土木工事の設計監理ならびに施工
20. 金銭の貸付、金銭の貸借の媒介およびクレジットカード取扱業
21. 有価証券に関する投資および運用業務
22. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都品川区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、6億株とする。

(自己の株式の取得)

第6条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって同条第1項に定める市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第11条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月末日とする。

### 第3章 株 主 総 会

(招集時期)

第12条 定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(株主総会の招集地)

第13条 株主総会は、本店所在地またはその隣接地に招集する。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、代表権をもつ取締役会長または取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 代表権をもつ取締役会長および取締役社長に差し支えあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、当該株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録する。

## 第4章 取締役および取締役会

(員数および選任方法)

第19条 当会社の取締役は、13名以内とする。

2. 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

3. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

4. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(解任方法)

第20条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の設置)

第22条 当社は、取締役会を置く。

(役付取締役および相談役)

第23条 取締役会は、その決議により取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

2. 取締役会は、その決議により相談役若干名を選定することができる。

(代表取締役)

第24条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。

(取締役会の招集権者および議長)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、代表権をもつ取締役会長または取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 代表権をもつ取締役会長および取締役社長に差し支えあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第26条 取締役会を招集するときは、各取締役および各監査役に対しその会日の3日前までに通知を発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第27条 会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会規程)

第30条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第31条 会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する限度額とする。

## 第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第32条 当会社は、監査役および監査役会を置く。

(員数および選任方法)

第33条 当会社の監査役は、5名以内とする。

2. 監査役は、株主総会の決議によって選任する。



3. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第36条 監査役会を招集するときは、各監査役に対しその会日の3日前までに通知を発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の議事録)

第37条 監査役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役の報酬等)

第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役会規程)

第39条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会の定める監査役会規程による。

(監査役の責任免除)

第40条 会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する限度額とする。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第41条 当社は、会計監査人を置く。

(選任方法)

第42条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任限定契約)

第45条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する限度額とする。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第46条 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第47条 当社の期末の剰余金の配当は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して行う。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(中間配当)

第48条 取締役会の決議により、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第49条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2. 前項の金銭には、利息をつけない。

(DCMホールディングスの最終事業年度に係る計算書類等)

事 業 報 告  
連 結 貸 借 対 照 表  
連 結 損 益 計 算 書  
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書  
連 結 注 記 表  
貸 借 対 照 表  
損 益 計 算 書  
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書  
個 別 注 記 表  
連 結 計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 報 告  
計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 報 告  
監 査 役 会 の 監 査 報 告

株式会社 **サンワドー**

# 事業報告

(平成26年3月1日から  
平成27年2月28日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による経済対策、金融政策を背景に緩やかな回復基調が見られましたが、新興国の成長鈍化、欧州情勢による景気下振れリスクなど、先行きについては不透明な状況が続いております。

小売業界におきましては、消費税増税による節約志向や円安による物価上昇などにより個人消費は低迷しており、また業態を超えた販売競争もあり、依然として厳しい経営環境にあります。

このような状況のもと、当社グループでは、新規出店については23店舗、退店については5店舗を実施いたしました。また、㈱カーマにて㈱ホームエキスポを子会社化したことにより6店舗、ホームマック㈱にてフジタ産業㈱から3店舗譲受けたことにより、当連結会計期間末日現在の店舗数は559店舗（カーマ149店舗、ダイキ161店舗、ホームマック249店舗）となりました。

販売面においては、3月は消費税増税前の駆け込み需要による影響で日用消耗品を中心に好調に推移しましたが、増税後は反動により売上は伸び悩みました。また夏場は天候不順による影響などから季節商品の販売が低迷し、1月から2月にかけては、前年度の消費税増税前の駆け込み需要による影響から調理家電や物置など高額品の販売が低迷しました。このようななか、工具、資材については、販売強化に取り組んだこともあり売上は堅調に推移しました。

これらの結果、当連結会計年度における営業収益は4,307億5千2百万円（前期比99.2%）、営業利益は166億1千9百万円（前期比99.6%）、経常利益は162億5千6百万円（前期比98.4%）、当期純利益は90億1千3百万円（前期比88.2%）となりました。

自己株式については、株主還元および資本効率向上のため、平成26年10月に2,500千株の自己株式取得を実施いたしました。

また、㈱カーマ、ダイキ㈱、ホームマック㈱は、平成27年3月1日付けで商号をDCMカーマ㈱、DCMダイキ㈱、DCMホームマック㈱に変更することといたしました。当社の社名である「DCM」と事業会社が持つ地域

ブランドを融合させ、事業会社名および店舗名に「DCM」を冠し、今後は「企業ブランド」「商品ブランド」「店舗ブランド」を統一したナショナルブランドとして全国展開を進めてまいります。

主要商品部門別の状況は次のとおりであります。

・園芸・エクステリア部門

夏は天候不順により、よしずや散水用品などの季節商品の販売が伸び悩みましたが、春、秋については天候・気温に恵まれたこともあり、除草剤や肥料、用土等の園芸用品の販売が好調に推移しました。また、除雪機については、販促に取り組んだ効果もあり販売が好調でした。その結果、売上高は668億1千6百万円となりました。

・ホームインブルーメント部門

工具、資材については、消費税増税前の駆け込み需要の反動は小さく、専門店や大型店を中心に売上は堅調に推移しました。その結果、売上高は778億7千8百万円となりました。

・ホームレジャー・ペット部門

消費税増税後は自転車やペットフードの販売が伸び悩みましたが、健康志向の高まりにより、健康器具の販売は好調に推移しました。その結果、売上高は641億5千9百万円となりました。

・ハウスキーピング部門

消費税増税前の駆け込み需要により、紙製品や洗剤など日用消耗品を中心に非常に好調でしたが、増税後はその反動により売上は伸び悩みました。その結果、売上高は1,164億1千2百万円となりました。

・ホームファニシング部門

ジョイント床材やプラスチック収納の新製品の販売が好調に推移しましたが、すだれやラグなどの季節商品の販売が伸び悩みました。その結果、売上高は323億5百万円となりました。

・ホームエレクトロニクス部門

消費税増税前の駆け込み需要がありましたが、増税後はその反動により、調理家電や住宅設備などの販売が伸び悩みました。また、扇風機や石油ストーブなどの季節商品の販売も低調に推移しました。その結果、売上高は455億5千1百万円となりました。

## 企業集団の事業部門別売上状況

事業部門	前連結会計年度 (平成25年3月 1日から 平成26年2月28日まで)		当連結会計年度 (平成26年3月 1日から 平成27年2月28日まで)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
ホームセンター事業				
園芸・エクステリア	66,410	15.5	66,816	15.7
ホームインブルーメント	75,686	17.7	77,878	18.3
ホームレジャー・ペット	63,862	14.9	64,159	15.1
ハウスキーピング	118,864	27.7	116,412	27.5
ホームファニッシング	32,778	7.7	32,305	7.6
ホームエレクトロニクス	47,628	11.1	45,551	10.7
その他	23,092	5.4	21,588	5.1
合 計	428,324	100.0	424,713	100.0

(注)記載金額には消費税等は含まれておりません。

## ホームセンター事業の部門別の主な取扱商品

部 門	取 扱 商 品
園芸・エクステリア	園芸用品、大型機械、農業・業務資材、植物、エクステリア、屋外資材他
ホームインブルーメント	作業用品、金物、工具、塗料、補修、木材、建築資材他
ホームレジャー・ペット	カー用品、スポーツ、玩具、自転車、レジャー、ペット用品他
ハウスキーピング	日用消耗品、文具、ダイニング・キッチン、バス・トイレタリー、ヘルスケア・ビューティケア、食品他
ホームファニッシング	インテリア、寝具、家具収納他
ホームエレクトロニクス	家庭電器、冷暖房、住宅設備、電材・照明、AV情報機器他
その他	テナント植物、テナントペット、灯油、工事費、サービス料他

### ② 設備投資の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資金額は、ホームセンター事業を中心に有形固定資産で176億4千8百万円、敷金および保証金で20億5千9百万円でありました。その主なものは新規出店23店によるものであります。

### ③ 資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資については、自己資金および金融機関からの長期借入金295億円によりまかないました。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
当社子会社のホームック(株)は、平成26年10月1日を効力発生日として、フジタ産業(株)からホームセンター事業を譲受けました。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持ち分または新株予約権等の取得または処分の状況  
当社連結子会社の(株)カーマは、平成26年10月1日を効力発生日として、(株)エディオンより(株)ホームエキスポの全株式を取得し、(株)ホームエキスポを完全子会社といたしました。

## (2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第6期 (平成24年2月期)	第7期 (平成25年2月期)	第8期 (平成26年2月期)	第9期 (当連結会計年度) (平成27年2月期)
売 上 高(百万円)	437,138	428,803	428,324	424,713
経 常 利 益(百万円)	19,595	18,870	16,526	16,256
当 期 純 利 益(百万円)	8,120	10,581	10,216	9,013
1株当たり 当 期 純 利 益	55円22銭	73円74銭	73円14銭	65円63銭
総 資 産(百万円)	303,950	305,912	333,937	349,991
純 資 産(百万円)	141,424	145,522	151,743	157,071
1株当たり 純 資 産 額	960円46銭	1,034円57銭	1,097円81銭	1,154円75銭

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。



### (3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金（百万円）	当社の議決権比率（%）	主要な事業内容
㈱カーマ	6,001	100.0	ホームセンター業
ダイキ㈱	7,058	100.0	ホームセンター業
ホームマック㈱	10,981	100.0	ホームセンター業

(注)当社の連結子会社である株式会社カーマ、ダイキ株式会社、ホームマック株式会社は、平成27年3月1日に、商号をDCMカーマ株式会社、DCMダイキ株式会社、DCMホームマック株式会社に変更いたしました。

### (4) 対処すべき課題

#### ① 商品力の強化

自社開発商品の強化に継続して取り組みます。高額商品については、必要な機能に絞り込むことで、価格を引き下げまいります。また、用途・機能を充足させる生活提案商品も開発いたします。新たな価格や価値を積極的に提案することで、需要を創造してまいります。地域と件も大切に、お客さまの暮らし全般をより豊かで快適なものにすることに重点的に取り組みます。

#### ② 売上総利益率の改善

継続的な成長を実現するために、仕入構造改革によるさらなる値入改善、在庫コントロールによる処分ロス、廃棄ロスの削減を図り、さらなる売上総利益率の改善を目指してまいります。

#### ③ 出店政策

エリア別の出店戦略を明確にし、新規出店を拡大してまいります。「大型店舗」「小型店舗」「専門店」「新業態店舗」など、地域のお客さまの要望にお応えした店舗形態で出店を進めてまいります。

#### ④ コスト低減活動への取組み

コスト低減活動は継続して取り組んでまいります。経済環境の急激な変化、また競争の激化に対し経営体質をより強化、筋肉質な経営を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容 (平成27年2月28日現在)

当社グループは、主に当社と連結子会社6社で構成されており、主にホームセンター事業を行っております。

(6) 主要な事業所および店舗 (平成27年2月28日現在)

当 社 (本社) 東京都品川区南大井六丁目22番7号  
子会社 株式会社カーマ (本社) 愛知県刈谷市日高町三丁目411番地  
ダイキ株式会社 (本社) 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号  
ホームック株式会社 (本社) 札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号

店 舗

グループ計559店舗	北海道	131	店舗	静岡県	9	店舗
	青森県	24	店舗	愛知県	79	店舗
	岩手県	30	店舗	三重県	10	店舗
	宮城県	23	店舗	滋賀県	3	店舗
	秋田県	15	店舗	京都府	2	店舗
	山形県	4	店舗	大阪府	14	店舗
	福島県	1	店舗	兵庫県	21	店舗
	茨城県	13	店舗	奈良県	8	店舗
	埼玉県	2	店舗	和歌山県	6	店舗
	千葉県	3	店舗	岡山県	10	店舗
	東京都	2	店舗	広島県	16	店舗
	神奈川県	2	店舗	山口県	5	店舗
	新潟県	1	店舗	徳島県	9	店舗
	富山県	16	店舗	香川県	14	店舗
	石川県	7	店舗	愛媛県	33	店舗
	福井県	3	店舗	高知県	2	店舗
	長野県	1	店舗	福岡県	4	店舗
	岐阜県	20	店舗	熊本県	16	店舗

商品センター

グループ計18ヶ所	北海道	4	ヶ所	岐阜県	2	ヶ所
	青森県	1	ヶ所	愛知県	1	ヶ所
	岩手県	1	ヶ所	兵庫県	1	ヶ所
	宮城県	1	ヶ所	奈良県	1	ヶ所
	秋田県	1	ヶ所	広島県	1	ヶ所
	茨城県	1	ヶ所	愛媛県	1	ヶ所
	富山県	1	ヶ所	熊本県	1	ヶ所

## (7) 従業員の状況（平成27年2月28日現在）

### ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
4,203名	99名増

(注) 上記、従業員数の中には、パートタイマー、アルバイトの期中平均10,469名（1日8時間換算）を含んでおりません。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
159名	25名増	42.2歳	17.4年

(注) 平均勤続年数は、出向元の株式会社カーマ、ダイキ株式会社、ホームック株式会社等での勤続年数を加算しております。

## (8) 主要な借入先の状況（平成27年2月28日現在）

借入先	借入残高
シンジケートローン	46,662 百万円
(株)三井住友銀行	11,298
(株)北海道銀行	6,925
(株)伊予銀行	4,483
(株)三菱東京UFJ銀行	4,291
(株)みずほ銀行	3,941

(注) シンジケートローンは、金融機関融資団の協調融資によるものであります。

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社の連結子会社である株式会社カーマは、平成27年3月1日を効力発生日として、完全子会社である株式会社ホームエキスポと株式会社カーマを存続会社とする吸収合併を行いました。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成27年2月28日現在）

- |              |              |
|--------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数   | 600,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数   | 139,808,949株 |
| ③ 株主数        | 50,992名      |
| ④ 大株主（上位10名） |              |

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
有限会社日新企興	11,870	8.64
イオン株式会社	7,460	5.43
株式会社多聞	6,581	4.79
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,895	4.29
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	5,268	3.83
DCMホールディングス社員持株会	4,266	3.10
石黒 靖規	4,193	3.05
牧 君子	4,000	2.91
牧 香里	3,723	2.71
鏡味 順一郎	3,478	2.53

(注) 持株比率は、自己株式(3,787,006株)のうち、E S O P信託所有自己株式(1,284,100株)を除く、当社所有自己株式(2,502,906株)を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役および監査役の状況（平成27年2月28日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長執行役員	久 田 宗 弘	
取締役副社長執行役員	石 黒 靖 規	商品担当 ホームマック(株)代表取締役社長執行役員
取締役執行役員	豊 田 芳 行	総務・人事担当 (株)カーマ代表取締役社長執行役員
取締役	小 島 正 之	ダイキ(株)代表取締役社長執行役員
取締役執行役員	佐 藤 一 郎	内部統制・コンプライアンス担当兼 内部統制室長
取締役執行役員	鎌 田 清 孝	財務担当兼財務統括部長兼経営戦略室長 ホームマック(株)取締役（常務待遇） (株)ホームセンターサンコー監査役
取締役	岩 下 智 親	本田技研工業(株)社外監査役
取締役	増 川 道 夫	一般社団法人CRD協会代表理事
常勤監査役	遠 藤 孝 平	
監査役	牧 吉 弘	(株)カーマ社外監査役
監査役	近 藤 正 昭	近畿合同法律事務所弁護士 ダイキ(株)社外監査役
監査役	近 藤 政 道	北海道建物(株)代表取締役社長 ホームマック(株)社外監査役

- (注) 1. 取締役岩下智親および増川道夫は、社外取締役であります。
2. 監査役牧吉弘、近藤正昭および近藤政道は、社外監査役であります。
3. 監査役牧吉弘は、長年にわたり金融機関に携わり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役近藤政道は、長年にわたり金融機関に携わり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、東京証券取引所に対して、取締役岩下智親、増川道夫および監査役牧吉弘、近藤正昭、近藤政道を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
6. 当社では、事業環境の変化に的確に対応し、経営の効率化と意思決定の迅速化を図ることを目的に執行役員制度を導入しております。
- 執行役員は8名で、上記取締役5名の他、以下の3名であります。
- 商品統括部長 赤井幹雄 システム統括部長 奥谷雄太 総務・人事統括部長 清水敏光

② 事業年度中に退任した取締役および監査役

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
高 橋 幸	平成26年5月29日	任期満了	取締役執行役員開発担当
松 下 信 一	平成26年5月29日	任期満了	監査役 ㈱カーマ常勤監査役

③ 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	9名 (2名)	107百万円 (12百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (3名)	32百万円 (14百万円)
合 計 (うち社外役員)	14名 (5名)	140百万円 (27百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 平成20年5月29日開催の第2期定時株主総会において取締役の報酬限度額を年額2億4千万円以内(ただし、使用人分給与は含まない)、監査役の報酬限度額を年額3千6百万円以内と決議いただいております。

④ 役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容および決定方法

役員確定報酬額は、固定報酬および業績に応じた報酬とした役員報酬規程に基づいて算定しております。

⑤ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
- ・ 取締役岩下智親は、本田技研工業株式会社の社外監査役であります。当社は、本田技研工業株式会社とは特別の関係はありません。
  - ・ 取締役増川道夫は、一般社団法人CRD協会の代表理事であります。当社は、一般社団法人CRD協会とは特別の関係はありません。
  - ・ 監査役牧吉弘は、当社の連結子会社である株式会社カーマの社外監査役であります。
  - ・ 監査役近藤正昭は、近畿合同法律事務所に所属する弁護士および当社の連結子会社であるダイキ株式会社の社外監査役であります。当社は、近畿合同法律事務所とは特別の関係はありません。

- ・監査役近藤政道は、北海道建物株式会社の代表取締役社長および当社の連結子会社であるホームック株式会社の社外監査役であります。当社は、北海道建物株式会社とは特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	岩下智親	当期開催の取締役会20回の全てに出席し、会社経営者としての豊富な経験から適宜発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役	増川道夫	平成26年5月29日の就任以降、当期開催の取締役会15回のうち14回に出席し、金融機関の役員としての豊富な経験から適宜発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役	牧吉弘	当期開催の取締役会20回の全てに、監査役会14回の全てに出席し、主に金融機関での豊富な経験から適宜発言を行い、取締役会・監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役	近藤正昭	当期開催の取締役会20回のうち14回、監査役会14回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行い、取締役会・監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役	近藤政道	当期開催の取締役会20回のうち19回、監査役会14回の全てに出席し、会社経営者としての豊富な経験から適宜発言を行い、取締役会・監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

#### (4) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任監査法人トーマツ
- ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	44百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	93百万円

- (注) 1. 当社の子会社につきましても有限責任監査法人トーマツが会計監査人となっております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

#### ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

#### ④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任監査法人トーマツは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。



## (5) 業務の適正を確保するための体制

当社は「内部統制システム構築の基本方針」を以下のとおり定め、会社の業務の適正性・効率性の確保ならびにリスクの管理に努めております。

### ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制を次のとおり定めます。

イ. 「コンプライアンス・プログラム」を制定し、全社員が法令等を遵守した行動をとるための行動規範や基準を定め、教育および指導により公正かつ適切な経営を実現する。

ロ. 「内部統制システム」の構築と「コーポレートガバナンス」の向上を図ることを目的として、「内部統制基本規程」に基づき、内部統制委員会を設置する。

内部統制委員会は、リスク管理、情報安全管理、コンプライアンス、内部統制報告等の内部統制活動を円滑に推進するために必要な役割を担う。

ハ. 法令等に反する行為を発見し、是正することを目的に「内部通報制度（通称ヘルプライン）」を設ける。この制度は、法令等への違反に対する牽制機能と共に、総務部門は、報告された事実についての調査を指揮、監督し、代表取締役社長と協議のうえ、必要と認める場合適切な対策をとる。

ニ. 内部監査部門は、コンプライアンスや業務の適正化に必要な監査を行い、定期的に代表取締役社長に報告する。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制を次のとおりとします。

イ. 取締役の職務の執行に係る次に掲げる重要な文書およびその他の重要な情報は、法令および「文書管理規程」に定める保管期間、関連資料と共に適切に保管管理する。

- ・ 株主総会議事録
- ・ 取締役会議事録
- ・ 指名委員会および報酬委員会の議事録
- ・ ホールディングス経営会議議事録
- ・ 稟議書
- ・ 契約書
- ・ 開示委員会の議事録

- ・その他取締役および取締役会が決定する書類
  - ロ. 上記文書は、取締役および監査役がいつでも閲覧が可能な状態に維持する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 当社は、損失の危険に関する規程その他の体制を次のとおりとします。
- イ. 「リスク管理規程」の定めるところに基づき、内部統制委員会はグループ全体のリスクを網羅的、包括的に管理し、リスクならびに損害の発生を最小限に止めるため、啓蒙、指導、教育等を行う。
  - ロ. リスク管理の実効性を高めるための対応は、次のとおりとする。
    - ・事業の継続にとってのリスクを定期的に評価する。
    - ・リスクの評価は、各部署およびグループ企業が行う。
    - ・報告されたリスクの評価を内部統制委員会でまとめ、取締役会に報告し、会社のリスクとしての承認を受ける。
    - ・内部統制委員会は定期的な会合等を通じ、リスク管理の推進を図る。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を次のとおりとします。
- イ. 重要事項の決定および取締役の業務執行の監督を行うため、毎月定例の取締役会を開催する。
  - ロ. 重要事項について多面的な検討を行うため、取締役が出席するホールディングス経営会議を毎月開催する。
  - ハ. 業務の執行に当たっては「職務分掌規程」による業務分担に基づき、また「稟議規程」、「職務権限規程」等に基づき迅速かつ効率的な業務執行を行う。
- ⑤ 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 当社は、企業集団としての業務の適正を確保するための体制を次のとおりとします。
- イ. 企業集団としてのコンプライアンス確保のために、「コンプライアンス・プログラム」を共有し、法令等を遵守した行動をとるための規範や行動基準とする。
  - ロ. 「内部通報制度（通称ヘルプライン）」を共有し、各企業内のみならず、グループ企業間における法令等に反する行為を発見し、是正する体制とする。
  - ハ. 財務報告の信頼性を確保するため、連結決算数値確定にあたっては、グループ企業の代表取締役社長に「確認書」の提出を義務付ける。

ニ. グループに属する会社間の取引は、法令、会計原則、税法その他社会規範に照らし、適切なものにする。

ホ. 代表取締役社長を議長とし、子会社社長の出席するホールディングス経営会議を開催し、グループ情報の一元管理を行い、業務の適正化を図る。

ヘ. 親会社の監査役は企業集団の業務の適正性を確保するため、子会社の監査役と定期的に情報交換を行う。

ト. 内部監査部門は、内部統制の目的をより効果的に達成するために、内部監査活動を通じ内部統制の構築および運用状況を検討、評価し、必要に応じてその改善策を経営者ならびに取締役会に提唱する。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役が補助使用人の設置を求めた時に迅速な対応ができるよう、その扱いについては次のとおりとします。

イ. 監査役から要請ある場合は補助使用人を配置する。

ロ. 補助使用人がその業務に当たる際の取締役からの独立性を確保するための手段は、次のとおりとする。

- ・ 補助使用人の異動については、監査役の同意を得て行う。
- ・ 補助使用人の人事考課については、監査役の意見を得て決定する。
- ・ 補助使用人への指揮命令は監査役が行う。

- ⑦ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社は、監査役に対する取締役および使用人が行うべき事項その他監査役に対する報告に関しては、次のとおりとします。

イ. 主要な会議体への出席による報告（情報の入手）

- ・ 取締役会、ホールディングス経営会議への出席

ロ. 会議体以外での報告の体制

- ・ 当社の内部通報制度（通称ヘルプライン）に通報された内容および「賞罰委員会」の審議内容について、次の基準による報告を原則とする。

（イ）毎月の定例の報告

（ロ）重要な内容と判断した場合はその都度報告

- ・ 内部監査を実施した監査の結果
- ・ 会社に重要な損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき

ハ. 監査役への報告は、常勤の監査役への報告をもって行う。

ニ. 監査役はその必要性により、直接各部署に必要な報告、情報提供、回答を求めることができる。監査役から報告、情報提供および回答を求められた各部署の使用人および担当取締役は、期日までに責任をもって対応する。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役の監査が実効的に行われるための体制は次のとおりとします。

- イ. 代表取締役社長と監査役は相互の意見の交換を図るため、定期的な会合を持つ。
- ロ. 取締役は、監査役の職務の適切な遂行のため、監査役と子会社等の取締役等との意見の交換、情報の収集、交換が適切に行えるよう協力する。
- ハ. 監査役が必要と認めた場合には弁護士、公認会計士等の外部専門家の協力を得られる体制を整備する。

⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するための体制を次のとおりとします。

- イ. 財務報告の信頼性確保および、金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、「内部統制基本規程」に基づき、内部統制委員会に内部統制システムの構築および運用を行うために必要な業務を遂行させる。
- ロ. 内部統制システムと金融商品取引法およびその他の関係法令等との適合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行う。
- ハ. 財務報告の信頼性を確保するため、有価証券報告書および決算短信等の作成にあたっては、子会社の代表取締役社長および当社の部門責任者に「確認書」の提出を義務付け、作成した決算書類は「開示委員会」で十分確認のうえ代表取締役社長に報告する。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力排除に向けた体制を次のとおりとします。

- イ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、当社グループ全体として毅然とした態度で臨む。
- ロ. 反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求等は断固拒否する。
- ハ. 反社会的勢力排除のための社内体制の整備強化を推進する。

~~~~~

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てております。

# 連結貸借対照表

(平成27年2月28日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額            | 科 目                | 金 額            |
|-----------------|----------------|--------------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                | <b>(負債の部)</b>      |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>111,317</b> | <b>流動負債</b>        | <b>133,195</b> |
| 現金及び預金          | 14,137         | 買掛金                | 59,052         |
| 受取手形及び売掛金       | 4,117          | 短期借入金              | 26,800         |
| リース投資資産         | 2,356          | 1年内返済予定の長期借入金      | 21,109         |
| 商 品             | 82,759         | リ ー ス 債 務          | 249            |
| 繰延税金資産          | 1,892          | 未払法人税等             | 4,488          |
| そ の 他           | 6,054          | 繰延税金負債             | 3              |
| <b>固定資産</b>     | <b>238,674</b> | 賞与引当金              | 2,390          |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>170,603</b> | ポイント引当金            | 435            |
| 建物及び構築物         | 77,287         | そ の 他              | 18,664         |
| 土 地             | 75,515         | <b>固定負債</b>        | <b>59,725</b>  |
| リース資産           | 8,299          | 長期借入金              | 39,908         |
| 建設仮勘定           | 2,989          | リ ー ス 債 務          | 9,142          |
| そ の 他           | 6,511          | 繰延税金負債             | 913            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>12,211</b>  | 再評価に係る繰延税金負債       | 207            |
| の れ ん           | 2,550          | 退職給付に係る負債          | 60             |
| 借 地 権           | 6,177          | 資産除去債務             | 1,426          |
| ソフトウェア          | 3,281          | 長期預り金              | 5,228          |
| そ の 他           | 203            | そ の 他              | 2,837          |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>55,859</b>  | <b>負債合計</b>        | <b>192,920</b> |
| 投資有価証券          | 9,918          | <b>(純資産の部)</b>     |                |
| 敷金及び保証金         | 40,922         | <b>株 主 資 本</b>     | <b>156,728</b> |
| 繰延税金資産          | 1,120          | 資 本 金              | 10,000         |
| 長期前払費用          | 2,885          | 資 本 剰 余 金          | 41,603         |
| そ の 他           | 1,073          | 利 益 剰 余 金          | 107,515        |
| 貸倒引当金           | △61            | 自 己 株 式            | △2,390         |
| <b>資産合計</b>     | <b>349,991</b> | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>343</b>     |
|                 |                | その他有価証券評価差額金       | 2,265          |
|                 |                | 繰延ヘッジ損益            | 6              |
|                 |                | 土地再評価差額金           | △1,928         |
|                 |                | <b>純資産合計</b>       | <b>157,071</b> |
|                 |                | <b>負債純資産合計</b>     | <b>349,991</b> |

# 連結損益計算書

(平成26年3月1日から  
平成27年2月28日まで)

(単位：百万円)

| 科 目            | 金 額     |
|----------------|---------|
| 売上高            | 424,713 |
| 売上原価           | 294,575 |
| 売上総利益          | 130,137 |
| 不動産賃貸収入        | 6,038   |
| 営業総利益          | 136,176 |
| 販売費及び一般管理費     | 119,556 |
| 営業利益           | 16,619  |
| 営業外収益          |         |
| 受取利息           | 237     |
| 受取配当金          | 170     |
| 為替差益           | 250     |
| 補助金収入          | 197     |
| その他            | 315     |
| 営業外費用          |         |
| 支払利息           | 1,375   |
| 支払手数料          | 120     |
| その他            | 39      |
| 経常利益           | 16,256  |
| 特別利益           |         |
| 固定資産売却益        | 0       |
| 受取補償金          | 17      |
| 違約金収入          | 12      |
| 特別損失           |         |
| 固定資産除却損        | 405     |
| 減損損失           | 590     |
| その他            | 77      |
| 税金等調整前当期純利益    | 15,212  |
| 法人税、住民税及び事業税   | 6,852   |
| 法人税等調整額        | △653    |
| 少数株主損益調整前当期純利益 | 9,013   |
| 当期純利益          | 9,013   |

## 連結株主資本等変動計算書

（平成26年3月1日から）  
（平成27年2月28日まで）

（単位：百万円）

|                                      | 株 主 資 本 |           |           |         |             |
|--------------------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                                      | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当 期 首 残 高                            | 10,000  | 41,603    | 101,265   | △646    | 152,221     |
| 当 期 変 動 額                            |         |           |           |         |             |
| 剰 余 金 の 配 当                          |         |           | △2,765    |         | △2,765      |
| 当 期 純 利 益                            |         |           | 9,013     |         | 9,013       |
| 自 己 株 式 の 取 得                        |         |           |           | △1,866  | △1,866      |
| 自 己 株 式 の 処 分                        |         |           |           | 122     | 122         |
| 土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩                |         |           | 2         |         | 2           |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の<br>当 期 変 動 額（純額） |         |           |           |         |             |
| 当 期 変 動 額 合 計                        | －       | －         | 6,250     | △1,744  | 4,506       |
| 当 期 末 残 高                            | 10,000  | 41,603    | 107,515   | △2,390  | 156,728     |

（単位：百万円）

|                                      | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額   |               |                 |                           | 純 資 産 合 計 |
|--------------------------------------|-------------------------|---------------|-----------------|---------------------------|-----------|
|                                      | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 | 土 地 再 評 価 差 額 金 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計 |           |
| 当 期 首 残 高                            | 1,455                   | △8            | △1,925          | △478                      | 151,743   |
| 当 期 変 動 額                            |                         |               |                 |                           |           |
| 剰 余 金 の 配 当                          |                         |               |                 |                           | △2,765    |
| 当 期 純 利 益                            |                         |               |                 |                           | 9,013     |
| 自 己 株 式 の 取 得                        |                         |               |                 |                           | △1,866    |
| 自 己 株 式 の 処 分                        |                         |               |                 |                           | 122       |
| 土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩                |                         |               |                 |                           | 2         |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の<br>当 期 変 動 額（純額） | 809                     | 14            | △2              | 821                       | 821       |
| 当 期 変 動 額 合 計                        | 809                     | 14            | △2              | 821                       | 5,327     |
| 当 期 末 残 高                            | 2,265                   | 6             | △1,928          | 343                       | 157,071   |

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 6社  
主要な連結子会社の名称 (株)カーマ、ダイキ(株)、ホームック(株)

なお、(株)カーマによる株式取得により、当連結会計年度より連結の範囲に含める会社が1社増加しております。

- (2) 主要な非連結子会社の名称 (株)カーヤ、その他6社  
連結の範囲から除いた理由 非連結子会社はいずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した関連会社の数 該当事項はありません。  
(2) 持分法を適用しない関連会社の名称 荒尾シティプラン(株)、DCMアール(株)  
持分法を適用しない理由 当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

- イ. 持分法を適用していない 移動平均法による原価法  
非連結子会社株式及び関連会社株式

ロ. その他有価証券

- 時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

- 時価のないもの 移動平均法による原価法

② たな卸資産

商品

主として売価還元法による低価法

③ デリバティブ

時価法



## (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

### ①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、主に平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2～60年

その他 2～20年

### ②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

### ③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、平成21年2月28日以前に契約を締結した所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### ④長期前払費用

定額法

## (3) 重要な引当金の計上基準

### ①貸倒引当金

金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額に基づき計上しております。

### ②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

### ③ポイント引当金

顧客に付与したポイントの使用による値引発生に備えるため、将来使用されると見込まれる額を計上しております。

## (4) 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

なお、当社及びその他の連結子会社は、確定拠出型の制度を採用しております。

- |                           |                                                                                                                                                               |
|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 | 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。                                                                                                          |
| (6) 重要なヘッジ会計の方法           |                                                                                                                                                               |
| ①ヘッジ会計の方法                 | 繰延ヘッジ処理によっております。                                                                                                                                              |
| ②ヘッジ手段とヘッジ対象              | ヘッジ手段・・・為替予約<br>ヘッジ対象・・・買掛金                                                                                                                                   |
| ③ヘッジ方針                    | 為替変動リスク低減のため、対象範囲内でヘッジを行っております。                                                                                                                               |
| ④ヘッジの有効性評価の方法             | ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。                                                                                       |
| (7) のれん及び負ののれんの償却方法及び償却期間 | のれんの償却については、10年間の定額法により償却を行っております。また、負ののれんの償却については5年間の定額法により償却を行っております。                                                                                       |
| (8) 消費税等の会計処理             | 税抜方式を採用しております。                                                                                                                                                |
| (9) 収益及び費用の計上基準           |                                                                                                                                                               |
| ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準    | リース料受取時に収益と費用を計上する方法によっております。また、転リース取引については、リース料受取時に金利部分のみ収益を計上する方法によっております。<br>なお、平成21年2月28日以前に契約を締結した所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 |

#### (会計方法の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を当連結会計年度末より適用し(ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。)、退職給付債務を従来の「退職給付引当金」から「退職給付に係る負債」として計上する方法に変更しております。

なお、退職給付に係る負債は一部の連結子会社で計上しておりますが、簡便法を適用しておりますので、この変更による純資産に与える影響はありません。

## (表示方法の変更)

### 連結損益計算書関係

前連結会計年度において、「その他」に含めておりました、営業外収益の「補助金収入」は、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「その他」に含まれている「補助金収入」は68百万円であります。

## (追加情報)

当社は、平成22年9月30日開催の取締役会決議に基づき、当社グループ従業員の当社の業績や株価への意識を高めることにより、業績向上を目指した業務遂行を一層促進するとともに、中長期的な企業価値向上を図ることを目的とし、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株E S O P信託」（以下、「E S O P信託」）を導入しております。

当プランでは、「DCMホールディングス社員持株会」（以下、「当社持株会」）へ当社株式を譲渡していく目的で設立するE S O P信託が、今後5年間にわたり当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める期間中に取得し、その後、毎月一定日に当社持株会に売却を行います。

当該株式の取得・処分に関する会計処理については、当社が信託口の債務を保証しており、経済的実態を重視する観点から、当社と信託口は一体であるとする処理を行っております。

従って、信託口が所有する当社株式や信託口の資産及び負債並びに費用及び収益については連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書に含めて計上しており、また、E S O P信託が所有する当社株式については連結貸借対照表において自己株式として処理しております。

なお、当連結会計年度末日(平成27年2月28日)における自己株式数は、以下のとおりであります。

|              |            |
|--------------|------------|
| 自己株式数        | 3,787,006株 |
| うち当社所有自己株式数  | 2,502,906株 |
| うち信託口所有当社株式数 | 1,284,100株 |

## (連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 120,036百万円

2. 有形固定資産のうち、建物及び構築物631百万円、その他13百万円を国庫補助金等の圧縮記帳により取得価額から控除しております。

### 3. 土地の再評価(ダイキ㈱)

土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

#### 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める当該事業用土地について地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法、第2条第3号に定める当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳または同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価額に合理的な調整を行って算定する方法により算出

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額  $\Delta$ 2,005百万円

### 4. 保証債務

連結会社以外の下記会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

|                      |        |
|----------------------|--------|
| ダイキ・ファンディング・コーポレーション | 182百万円 |
| 荒尾シティプラン㈱            | 297百万円 |
| ㈱カーヤ                 | 51百万円  |

(連結損益計算書に関する注記)

減損損失

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、各店舗及び賃貸物件等を最小の単位としてグルーピングしており、遊休資産についても、当該資産単独で資産のグルーピングをしております。

店舗につきましては、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループ及びドミナントエリア戦略における店舗の再配置等による店舗閉鎖の意思決定が行われた場合について減損を認識し、各々の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

(1) 北海道・東北・関東地区(ホーマック㈱)

|         |             |      |
|---------|-------------|------|
| 用 途     | 店舗 (2店)     |      |
| 種 類     | 建物及び構築物、その他 |      |
| 減 損 損 失 | 建物及び構築物     | 0百万円 |
|         | その他         | 0百万円 |
|         | 計           | 1百万円 |

(2) 中部・北陸地区(㈱カーマ)

|         |             |        |
|---------|-------------|--------|
| 用 途     | 店舗 (2店)     |        |
| 種 類     | 建物及び構築物、その他 |        |
| 減 損 損 失 | 建物及び構築物     | 367百万円 |
|         | その他         | 9百万円   |
|         | 計           | 376百万円 |

(3) 四国・近畿・中国・九州地区(ダイキ㈱)

|         |             |        |
|---------|-------------|--------|
| 用 途     | 店舗 (5店)     |        |
| 種 類     | 建物及び構築物、その他 |        |
| 減 損 損 失 | 建物及び構築物     | 157百万円 |
|         | その他         | 55百万円  |
|         | 計           | 212百万円 |

店舗については使用価値又は正味売却価額を回収可能価額としております。

なお、使用価値については将来キャッシュ・フローを5%で割引いて算定し、正味売却価額については、路線価及び固定資産税評価額等の適切に市場価額を反映していると考えられる評価額を基に算出し評価しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

|                    | 当連結会計年度期首<br>株式数 | 当連結会計年度<br>増加株式数 | 当連結会計年度<br>減少株式数 | 当連結会計年度末<br>株式数 |
|--------------------|------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 発行済株式              |                  |                  |                  |                 |
| 普通株式               | 139,808千株        | －千株              | －千株              | 139,808千株       |
| 合 計                | 139,808千株        | －千株              | －千株              | 139,808千株       |
| 自己株式               |                  |                  |                  |                 |
| 普通株式<br>(注)1, 2, 3 | 1,585千株          | 2,502千株          | 300千株            | 3,787千株         |
| 合 計                | 1,585千株          | 2,502千株          | 300千株            | 3,787千株         |

(注)1. 普通株式の自己株式の株式数の増加2,502千株は、取締役会決議による自己株式取得による増加2,500千株及び単元未満株式の買取り2千株によるものです。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少300千株は、「E S O P信託口」から「当社持株会」への株式譲渡300千株によるものです。

3. 自己株式数には、当連結会計年度末日現在においてE S O P信託口が所有する当社株式1,284千株を含めて記載しております。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額   | 1株当たり<br>配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|----------|--------------|------------|------------|
| 平成26年5月29日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 1,382百万円 | 10円00銭       | 平成26年2月28日 | 平成26年5月30日 |

(注)配当金の総額には、E S O P信託口が所有する自己株式への配当金16百万円は含めておりません。

| 決議                 | 株式の種類 | 配当金の総額   | 1株当たり<br>配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|--------------------|-------|----------|--------------|------------|------------|
| 平成26年9月26日<br>取締役会 | 普通株式  | 1,383百万円 | 10円00銭       | 平成26年8月31日 | 平成26年11月4日 |

(注)配当金の総額には、E S O P信託口が所有する自己株式への配当金14百万円は含めておりません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議予定                 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額   | 1株当たり<br>配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-------|----------|--------------|------------|------------|
| 平成27年5月28日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 1,360百万円 | 10円00銭       | 平成27年2月28日 | 平成27年5月29日 |

(注)配当金の総額には、E S O P信託口が所有する自己株式への配当金12百万円は含めておりません。

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金並びにリース投資資産は、取引先別に入金管理及び残高管理を行うことにより、信用リスク低減に努めております。

投資有価証券は、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握することにより、発行体の信用リスク低減に努めております。

敷金及び保証金は、主に店舗の出店に係る賃借契約に対して、賃貸先に差し入れているものであり、取引先の財務状況の悪化等による回収懸念先を定期的に把握することにより、信用リスク低減に努めております。

買掛金、未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は、主に営業取引に係る資金の調達であり、長期借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金の調達であり、償還日は決算日後、最長で19年後であります。

デリバティブは、商品の輸入取引に係る為替相場の変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

|                                | 連結貸借対照表計上額 | 時価      | 差額    |
|--------------------------------|------------|---------|-------|
| (1) 現金及び預金                     | 14,137     | 14,137  | —     |
| (2) 受取手形及び売掛金                  | 4,117      | 4,117   | —     |
| (3) リース投資資産                    | 2,356      | 2,356   | —     |
| (4) 投資有価証券                     | 8,277      | 8,277   | —     |
| (5) 敷金及び保証金                    | 40,922     | 39,254  | 1,667 |
| 資産計                            | 69,810     | 68,143  | 1,667 |
| (1) 買掛金                        | 59,052     | 59,052  | —     |
| (2) 短期借入金                      | 26,800     | 26,800  | —     |
| (3) 1年内返済予定の長期借入金              | 21,109     | 21,109  | —     |
| (4) 未払法人税等                     | 4,488      | 4,488   | —     |
| (5) 長期借入金                      | 39,908     | 39,908  | —     |
| (6) リース債務                      | 9,392      | 9,392   | —     |
| 負債計                            | 160,751    | 160,751 | —     |
| デリバティブ (※1)<br>ヘッジ会計が適用されているもの | 10         | 10      | —     |

(※)1. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合は、( )で示しております。

(注)1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項  
資 産

(1) 現金及び預金並びに(2)受取手形及び売掛金

これらはすべて短期決済であり、時価と帳簿価額が近似値であることから、当該帳簿価額によっております。

(3) リース投資資産

リース投資資産の時価は、帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価の算定は、取引所の価格によっております。

(5) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価の算定は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割引いた現在価値によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(4) 未払法人税等

これらはすべて短期決済であり、時価と帳簿価額が近似値であることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 1年内返済予定の長期借入金並びに(5)長期借入金

長期借入金は変動金利であり、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(6) リース債務

リース債務の時価は、帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

- ① ヘッジ会計が適用されないもの 該当するものではありません。  
② ヘッジ会計が適用されているもの ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

| ヘッジ会計の方法 | デリバティブ取引の種類等        | 主なヘッジ対象 | 契約額等  | 契約額のうち1年超 | 時価 |
|----------|---------------------|---------|-------|-----------|----|
| 原則的処理方法  | 為替予約取引<br>買建<br>米ドル | 買掛金     | 2,593 | —         | 10 |

(注)時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(注)2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

| 区分    | 連結貸借対照表計上額 |
|-------|------------|
| 非上場株式 | 1,051      |
| その他   | 590        |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため「(4)投資有価証券」には含めておりません。



(1株当たり情報に関する注記)

- |               |              |
|---------------|--------------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 1,154 円 75 銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 65 円 63 銭    |

従業員持株E S O P信託口が所有する当社株式（当連結会計年度末現在1,284千株）については、連結計算書類において自己株式として会計処理しているため、当連結会計年度の期末の普通株式の数及び期中平均株式数は、当該株式の数を控除して算定しております。

~~~~~  
(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てております。

# 貸借対照表

(平成27年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
流 動 資 産	86,174	流 動 負 債	80,021
現金及び預金	527	買 掛 金	56,712
売 掛 金	32,767	1年内返済予定の長期借入金	21,109
商 品	5,385	未 払 金	1,732
前 渡 金	53	未 払 費 用	2
前 払 費 用	143	未 払 法 人 税 等	64
短 期 貸 付 金	44,959	繰 延 税 金 負 債	3
未収還付法人税等	1,178	預 り 金	339
そ の 他	1,157	そ の 他	57
固 定 資 産	176,201	固 定 負 債	39,917
有 形 固 定 資 産	771	長 期 借 入 金	39,908
建 物	66	そ の 他	8
工具、器具及び備品	192	負 債 合 計	119,938
建設仮勘定	512	( 純 資 産 の 部 )	
無 形 固 定 資 産	2,099	株 主 資 本	142,430
商 標 権	12	資 本 金	10,000
ソフトウエア	2,087	資 本 剰 余 金	118,787
そ の 他	0	資 本 準 備 金	118,787
投資その他の資産	173,330	利 益 剰 余 金	16,033
投資有価証券	29	その他利益剰余金	16,033
関係会社株式	133,270	繰越利益剰余金	16,033
関係会社長期貸付金	39,908	自 己 株 式	△2,390
長期前払費用	21	評 価 ・ 換 算 差 額 等	6
敷 金	93	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	6
そ の 他	7	純 資 産 合 計	142,436
資 産 合 計	262,375	負 債 純 資 産 合 計	262,375

# 損 益 計 算 書

（平成26年3月1日から  
平成27年2月28日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額
営 業 収 益	
商 品 売 上 高	34,202
商 品 売 上 原 価	31,330
売 上 総 利 益	2,871
受 取 配 当 金	6,083
経 営 管 理 料	4,684
そ の 他	3
営 業 総 利 益	13,642
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	7,531
営 業 利 益	6,111
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	268
受 取 手 数 料	104
為 替 差 益	250
そ の 他	41
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	269
支 払 手 数 料	114
そ の 他	4
経 常 利 益	6,387
税 引 前 当 期 純 利 益	6,387
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	139
当 期 純 利 益	6,248

## 株主資本等変動計算書

（平成26年3月1日から  
平成27年2月28日まで）

（単位：百万円）

	株主資本					評価・換算差額等		純 資 産 計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
		資本準備金	その他利益 剰余金					
当 期 首 残 高	10,000	118,787	12,551	△646	140,691	△7	△7	140,683
当 期 の 変 動 額								
剰余金の配当			△2,765		△2,765			△2,765
当期純利益			6,248		6,248			6,248
自己株式の取得				△1,866	△1,866			△1,866
自己株式の処分				122	122			122
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						14	14	14
当期変動額合計	－	－	3,482	△1,744	1,738	14	14	1,752
当 期 末 残 高	10,000	118,787	16,033	△2,390	142,430	6	6	142,436

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券

①子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

②その他有価証券  
時価のないもの 移動平均法による原価法

#### (2) たな卸資産

商品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### (3) デリバティブ

デリバティブ 時価法

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～22年

工具、器具及び備品 3～20年

#### (2) 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

#### (3) 長期前払費用

定額法

### 3. 引当金の計上基準

#### 貸倒引当金

金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額に基づき計上しております。

### 4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

### 5. 重要なヘッジ会計の処理

#### (1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

#### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…買掛金

#### (3) ヘッジ方針

為替変動リスク低減のため、対象範囲内でヘッジを行っております。

#### (4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

### 6. 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

(追加情報)

当社は、平成22年9月30日開催の取締役会決議に基づき、当社グループ従業員の当社の業績や株価への意識を高めることにより、業績向上を目指した業務遂行を一層促進するとともに、中長期的な企業価値向上を図ることを目的とし、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株E S O P信託」（以下、「E S O P信託」）を導入しております。

当プランでは、「DCMホールディングス社員持株会」（以下、「当社持株会」）へ当社株式を譲渡していく目的で設立するE S O P信託が、今後5年間にわたり当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める期間中に取得し、その後、毎月一定日に当社持株会に売却を行います。

当該株式の取得・処分に関する会計処理については、当社が信託口の債務を保証しており、経済的実態を重視する観点から、当社と信託口は一体であるとする処理を行っております。

従って、信託口が所有する当社株式や信託口の資産及び負債並びに費用及び収益については貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書に含めて計上しており、また、E S O P信託が所有する当社株式については貸借対照表において自己株式として処理しております。

なお、当事業年度末日（平成27年2月28日）における自己株式数は、以下のとおりであります。

自己株式数	3,787,006株
うち当社所有自己株式数	2,502,906株
うち信託口所有当社株式数	1,284,100株

(貸借対照表に関する注記)

- |                       |           |
|-----------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額     | 993百万円    |
| 2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 |           |
| 短期金銭債権                | 77,728百万円 |
| 短期金銭債務                | 280百万円    |
| 3. 取締役及び監査役に対する長期金銭債務 | 8百万円      |

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

商品売上高	33,715百万円
受取配当金	6,083百万円
経営管理料	4,685百万円

営業取引以外の取引による取引高

受取利息	267百万円
受取手数料	104百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
自己株式				
普通株式 (注)1, 2, 3	1,585千株	2,502千株	300千株	3,787千株
合 計	1,585千株	2,502千株	300千株	3,787千株

- (注)1. 普通株式の自己株式の株式数の増加2,502千株は、取締役会決議による自己株式取得による増加2,500千株及び単元未満株式の買取り2千株によるものです。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少300千株は、「E S O P 信託口」から「当社持株会」への株式譲渡300千株によるものです。
3. 自己株式数には、当事業年度末日現在においてE S O P 信託口が所有する当社株式1,284千株を含めて記載しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	㈱カーマ	愛知県刈谷市	6,001	ホームセンター業	100.0%	役員兼任	商品の販売(※1)	84,370	売掛金	12,196
							経営管理料の受取(※2)	1,431	—	—
							資金の貸付(※3)	26,000	短期貸付金	13,661
							資金貸付(※4)		関係会社長期貸付金	14,615
							利息の受取(※4)	88	その他	0
手数料の受取(※5)	33	—	—							
子会社	ダイキ㈱	愛媛県松山市	7,058	ホームセンター業	100.0%	役員兼任	商品の販売(※1)	60,060	売掛金	7,345
							経営管理料の受取(※2)	1,165	—	—
							資金の貸付(※3)	19,500	短期貸付金	13,104
							資金貸付(※4)		関係会社長期貸付金	8,982
							利息の受取(※4)	65	その他	0
手数料の受取(※5)	27	—	—							
子会社	ホーマック㈱	北海道札幌市	10,981	ホームセンター業	100.0%	役員兼任	商品の販売(※1)	117,490	売掛金	13,183
							経営管理料の受取(※2)	2,087	—	—
							資金の貸付(※3)	29,500	短期貸付金	18,103
							資金貸付(※4)		関係会社長期貸付金	16,310
							利息の受取(※4)	112	その他	0
手数料の受取(※5)	42	—	—							

(注)1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

※1 ㈱カーマ、ダイキ㈱及びホーマック㈱への商品の販売については、商品取引基本契約等に基づき販売価格を決定しており、取引金額には総額を記載しております。なお、損益計算書においては、取引の条件に応じて総額又は純額を表示しております。



- ※2 ㈱カーマ、ダイキ㈱及びホームマック㈱との経営管理料については、当社において発生した管理費用等の実費負担額を勘案して決定しております。
- ※3 ㈱カーマ、ダイキ㈱及びホームマック㈱への資金の貸付は、連結会社間における短期資金運用によるものと、各社の設備投資に対する長期貸付によるもので、取引金額は期中における貸付実行額を単純加算しております。なお、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- ※4 ㈱カーマ、ダイキ㈱及びホームマック㈱への資金の長期貸付残高については、各社の設備投資に対する貸付によるものです。また、短期貸付金残高には1年内回収予定の長期貸付金を含んでおります。なお、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- ※5 ㈱カーマ、ダイキ㈱及びホームマック㈱への長期貸付金として、当社がシンジケートローン方式により資金調達した際の金融機関への支払手数料実費相当額を請求したものであります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税等	7百万円
その他	<u>5百万円</u>
繰延税金資産小計	13百万円
評価性引当額	<u>△13百万円</u>
繰延税金資産合計	-百万円

繰延税金負債

繰延ヘッジ損益	<u>3百万円</u>
繰延税金負債の合計	<u>3百万円</u>
繰延税金負債の純額	3百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	38.01%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△36.2%
その他	<u>△0.2%</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>2.2%</u>

(1株当たり情報に関する注記)

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 1,047円16銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 45円49銭    |

従業員持株E S O P信託口が所有する当社株式(当事業年度末現在1,284千株)については、計算書類において自己株式として会計処理しているため、当事業年度の期末の普通株式の数及び期中平均株式数は、当該株式の数を控除して算定しております。

~~~~~

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成27年4月7日

DCMホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 樋口 義行 (印)

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 轟 一成 (印)

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、DCMホールディングス株式会社の平成26年3月1日から平成27年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DCMホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成27年4月7日

DCMホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 樋口 義行 (印)

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 轟 一成 (印)

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、DCMホールディングス株式会社の平成26年3月1日から平成27年2月28日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、平成26年3月1日から平成27年2月28日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制部門、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および会計監査人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成27年4月9日

D CMホールディングス株式会社 監査役会

|       |   |   |   |   |   |
|-------|---|---|---|---|---|
| 常勤監査役 | 遠 | 藤 | 孝 | 平 | Ⓜ |
| 社外監査役 | 牧 |   | 吉 | 弘 | Ⓜ |
| 社外監査役 | 近 | 藤 | 正 | 昭 | Ⓜ |
| 社外監査役 | 近 | 藤 | 政 | 道 | Ⓜ |

以 上